

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年10月7日)

- 「鳥取県地域安全フォーラム2015」の開催について 1
(生活安全企画課)
- 風営適正化法施行条例の改正に伴う意見聴取の実施について
..... 2
(生活安全企画課)

警 察 本 部



「鳥取県地域安全フォーラム2015」の開催について

平成27年10月7日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)
くらしの安心推進課

10月11日(日)から20日(火)までの間、「全国地域安全運動」が実施され、その一環として、鳥取県では、県民の自主防犯意識の高揚と「犯罪のないまちづくり」の推進を目的に「鳥取県地域安全フォーラム2015」を開催する。

1 開催日時・場所

10月14日(水) 午後0時30分から午後3時10分までの間
鳥取市尚徳町101番地5 とりぎん文化会館小ホール

2 参加予定者

約450人

3 主催・共催

主催：公益社団法人鳥取県防犯連合会
共催：鳥取県警察・鳥取県

4 開催内容

- (1) 鳥取県警察音楽隊演奏
- (2) 特殊詐欺絶無に向けた共同宣言
- (3) 挨拶
- (4) 表彰

防犯功労者及び防犯功労団体等の表彰

- (5) 園児による防犯メッセージ
- (6) 講演

【講師】

カギの110番株式会社エリアマネージャー
島田 竜也 氏

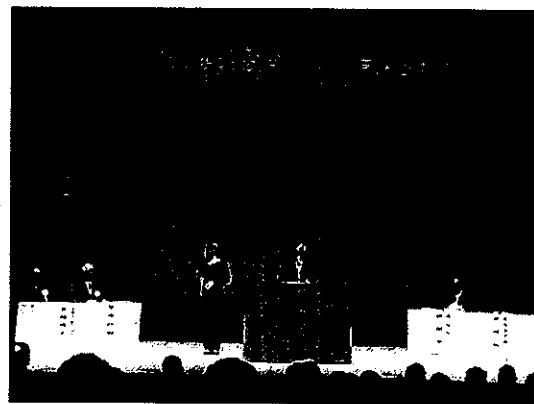
【演題】

「目からウロコの防犯対策」

～安全安心なまちづくりのために知っておくべき防犯～



(講師 島田竜也 氏)



(昨年の開催状況)

5 防犯建物部品展示

ハウスメーカーにより、防犯性能の高い建物部品の展示を行う。

風営適正化法施行条例の改正に伴う意見聴取の実施について

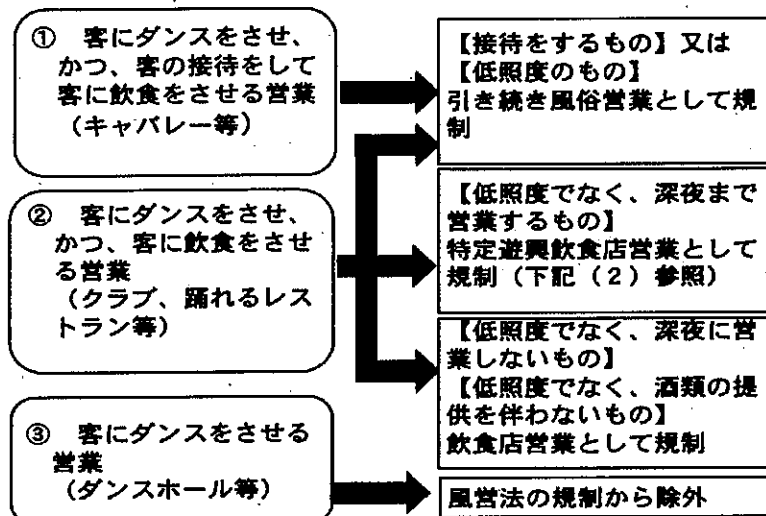
平成27年10月7日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年6月24日公布され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部改正を検討中であることから、その概要を下記のとおり報告する。

記

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正の概要

(1) 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し



(2) 「特定遊興飲食店営業」に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするとともに、必要な規制を設けるもの。

(3) 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

○ 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

- ・ 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
- ・ 苦情処理に関する帳簿の備付け

○ 風俗環境保全協議会の設置

- ・ 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるとして条例で定める地域ごとに、警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民を構成員として風俗環境保全協議会を設置することに努める。

(4) その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の客としての立ち入らせ制限に関する規定を見直し

2 法改正に伴う条例の改正

法改正により、今後、改正の検討を要する事項

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

- 風俗営業所営業時間延長許容地域(現在鳥取市弥生町周辺及び米子市朝日町周辺で午前1時まで)の許容時間の設定
- 「特定遊興飲食店営業」に関する営業所設置許容地域(基準は政令で制定)の選定、営業時間制限の設定、騒音・振動の規制及び遵守事項の選定
- ゲームセンターへの年少者の客としての立入制限(現在16歳未満は日没まで、18歳未満は午後10時まで)に関する規定について、保護者同伴時における立入制限の検討
- 風俗環境保全協議会の設置

(2) 鳥取県警察手数料条例

特定遊興飲食店営業の許可申請手数料等の追加

3 意見聴取の実施

広く県民から意見を募るため鳥取県民参画基本条例に基づく意見聴取を実施する。(平成27年9月18日から同年10月17日の間、警察庁において、法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令案のパブリックコメントを実施中)

鳥取県の風営適正化法施行条例の一部改正についての検討内容について、皆様のご意見をお寄せください。

鳥取県警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鳥取県の風営適正化法施行条例の一部改正について検討を行っています。そこで、検討中の内容について県民の皆様からご意見をお寄せください。

新設

【風俗営業とは】

客を接待して遊興・飲食させたり、設備を設けて射幸的な遊技をさせたりする営業の総称をいい、キャバレー・料亭・ナイトクラブ・ぱちんこ屋・まあじゃん屋・ゲームセンター等があります。

【特定遊興飲食店営業とは】

深夜(午前零時から午前6時までの間)において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業のことです。

【風俗営業所営業時間延長許容地域とは】

風俗営業(ぱちんこ屋等を除く)の終業時間は、原則午前零時までですが、午前1時まで営業することができる大規模な歓楽街の地域のことです。

具体的には、鳥取市弥生町等(弥生町周辺地域)、米子市朝日町(朝日町周辺地域)の2地域が条例により定められています。

(1) 風俗営業所営業時間の制限

年末年始等の特別な日における営業時間延長が認められている特定の地域及び風俗営業所営業時間延長許容地域の風俗営業時間は、現行のまま午前1時とします。

(2) ゲームセンター等に係る16歳未満の者の立ち入らせの制限

16歳未満の者が客として立ち入ることができる時間は、午後6時までとしますが、保護者同伴であれば、午後10時まで立ち入ることができます。

(風営適正化法において18歳未満の者は、午後10時以降客として立ち入ることができません。)

(3) 特定遊興飲食店営業の設置地域等

- ア 設置地域 : 設置地域は、風俗営業所営業時間延長許容地域と同一の地域とします。
- イ 営業時間の規制 : 深夜において営業を営んではならない時間は、午前5時から午前6時までの間とします。
- ウ 騒音・振動の規制 : 風俗営業所の騒音等規制している同一基準に基づく規制とします。
- エ 遵守事項 : 現条例における風俗営業の遵守事項に該当し得る事項を遵守事項として規定します。

(4) 風俗環境保全協議会の設置地域

特に良好な風俗環境の保全を図ることを目的とする協議会を設置する地域は、風俗営業所営業時間延長許容地域と同一の地域とします。

- 風俗営業の営業時間の制限について
- ゲームセンター等に係る16歳未満の者の立ち入らせの制限について
- 特定遊興飲食店営業の設置地域等について

※ その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。

風営適正化法施行条例一部改正の検討内容に対する意見応募用紙

【応募方法】

- ・ 提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。
- ・ 郵送、ファクシミリ、鳥取県ホームページの応募フォーム、意見箱(県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置)への投函及び市町村役場窓口のいずれも応募できます。

【お問い合わせ・応募先】 鳥取県警察本部 生活安全企画課 許認可指導係

〔住所〕 〒680-8520 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

〔電話〕 0857-23-0110〔ファクシミリ〕 0857-23-0110

※ 電話での「ご意見」に対しては、対応致しかねます。

10月22日(木)必着

【鳥取県警察本部 生活安全企画課 行き】

(ファクシミリ 0857-23-0110)

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記もご記入をお願いします。

お住まいの市町村(例:鳥取市) (市町村名)

年代 : 10歳代 20歳代 30歳代 40歳代
50歳代 60歳代 70歳代 80歳代以上

性別 : 男性 女性